財関第792号 平成23年7月11日

(各) 税関長 殿沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

AEO制度に係るシンボルマーク使用規程について

標記について、下記のとおり定めたので、平成23年7月12日より、これにより取り扱われたい。

記

1. A E O 制度に係るシンボルマークの目的 A E O (認定事業者)制度に係るシンボルマーク (以下「シンボルマーク」という。)は、A E O 制度の普及を目的とするものである。

2. 管理事務

シンボルマークの使用に係る管理事務は、関税局業務課において行う。

3. 著作権

シンボルマークの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)は、財務省に属するものとする。

- 4. 関税局又は税関が組織として使用する場合
 - (1) 関税局及び税関(以下「関税局等」という。)がAEO制度に係る資料等を作成する場合は、可能な限り、シンボルマークを使用するものとする。
 - (2) 前記(1)の他、AEO制度に係る普及活動においては、積極的にシンボルマークを使用するものとする。
- 5. 関税局等の職員が使用する場合
 - (1) 関税局等の職員は、AEO制度に係る業務について、シンボルマーク

を使用することができる。

- (2) 関税局等の職員がシンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守 の上、適切に使用しなければならない。
 - ① シンボルマークの目的を十分に理解し、いやしくもシンボルマーク の品位を損なわないようにすること。
 - ② 別添のシンボルマーク使用要領に則って使用し、シンボルマークの デザインの変型、色の変更その他の改変をしてはならないこと。 また、シンボルマークと制度又は事業者種別の名称を組み合わせる 場合は、シンボルマーク使用要領に規定する文字を使用すること。
 - ③ シンボルマークを付した物品等を製作し、これを販売する等により 利益を得てはならないこと。
 - ④ 不適切な使用とされた場合は、直ちにその使用を中止するとともに、 関税局業務課の指示に従わなければならないこと。
- (3) シンボルマークの使用に当たり、疑義が生じた場合は、事前に関税局業務課に相談し、了承を得た後に使用するものとする。
- 6. 関税局等及び関税局等の職員以外の者が使用する場合 関税局等及び関税局等の職員以外の者によるシンボルマークの使用は、 AEO制度の普及に資することを主たる目的として使用する場合であって、 関税局業務課がその使用を認めたときに限る。ただし、次に掲げる者がA EO制度の普及に資することを主たる目的として使用する場合は、あらか じめその使用を認めたものとみなす。

なお、関税局等及び関税局等の職員以外の者がシンボルマークを使用する場合については、前記5.(2)を準用する。

- (1) AEO事業者並びにその者が認めたその者の役員及び従業者
- (2) A E O 制度に係る事業者の業界団体並びにその役員及び従業者
- (3) 関税局等が製作したシンボルマークを付した物品等をAEO制度の普及のため、関税局等から貸与等された者(当該物品等の使用に限る。)
- (4) 関税局等が製作したシンボルマークを付した物品等を関税局等から 記念品等として譲渡された者(当該物品等の使用に限る。)
- (5) 関税局から依頼を受けてシンボルマークを付した物品等を製作する 者(当該製作に係る部分に限る。)

AEO制度に係るシンボルマーク使用要領

パターン	AEO制度に係るシンボルマーク
基本<カラ一用>	AEC
基本〈単色用〉 背景が白地の場合	JAPAN
基本<単色用>背景が黒地の場合	AEC) JAPAN

シンボルマークに組み合わせて使用する文字	
日本語	英語
AEO事業者	Authorized Economic Operator
AEO制度	Authorized Economic Operator Program
AEO輸入者	AEO Importer
AEO輸出者	AEO Exporter
AEO倉庫業者	AEO Warehouse Operator
AEO通関業者	AEO Customs Broker
A E O運送者	AEO Logistics Operator
AEO製造者	AEO Manufacturer
税関	Japan Customs